

◇在留手続き案内◇

[目次]

1. 住居地の届出	1
2. 再入国許可	1
3. 在留期間更新	1
4. 在留資格変更（短期滞在）	2
5. 活動機関に関する届出	2
6. その他・出入国在留管理局地図	3

1. 住居地の届出

日本入国の際、在留カードが交付された外国人は住居地を定めてから14日以内に住居地の届出をしなければなりません。

[取扱機関] 居住地の区・市役所

[提出書類] ・申請書（役所窓口にあります。）
・在留カード

*住居地を変更したときは、変更後の住居地に移転した日から14日以内に、在留カードを持参の上、移転先の区・市役所に行き、変更の手続きを行います。

*住居地以外の変更があった時（例えば氏名変更など）は、14日以内に居住地区管轄の出入国在留管理局に行き、変更の手続きを行います。

*在留カードはパスポートのかわりに常に携帯して下さい。在留カードを紛失した際は、まず住んでいる地域あるいは紛失した場所の近くにある警察署／交番に行き、「遺失届／盗難届」を出し、14日以内に居住地区管轄の出入国在留管理局で再交付の手続きをしなければなりません。

2. 再入国許可

有効なパスポート及び在留カードを所持する留学生が日本を出国する（一時帰国や海外旅行に行く等）時、出国後1年以内に（在留期限が出国後1年未満の場合は在留期限まで）再入国する場合は、再入国許可を受ける必要はありません。

3. 在留期間更新

上陸時に認められた当初の在留期間終了後、進学して学業を継続する場合は在留期間が終了する前に留学ビザの更新手続きをしなければなりません。

なお、在留期間の更新は申請すれば必ず許可されるものではありません。学校の出席率、資格外活動状況、また国からの送金状況も審査されます。

※申請は在留期間が終了する約3ヶ月前から可能です。

- [取扱機関] 居住地区管轄の出入国在留管理局
- [必要書類] ・在留期間更新許可申請書
(出入国在留管理局で配布。教務にもあります。)
※自分で書く申請書と所属学校が書く申請書の 2 種類を入管に提出する必要があります。BIL 在学中に、在留期間更新をする学生は教務で書く申請書を用意しますので、教務に来てください。教務で作る申請書は、申し込みのあった日から 3 日後にできます(土曜・日曜・休日を除く)。間に合うように申し込みに来てください。
- ・パスポート
 - ・在留カード
 - ・BIL の卒業見込み書
 - ・BIL の成績／出席証明書
 - ・進学先(大学・専門学校等)の入学許可書
 - ・経費支弁能力を示す資料
- ※日本滞在中の学費、生活費をどのようにしていたのかを示すものが必要となりますので、その証拠が残せるように必ず記録を残しておくようにして下さい。
- ・手数料(手数料納付書へ¥6,000 分の印紙を貼る ※更新許可後納付)

4. 在留資格変更(短期滞在)

BIL 卒業後の帰国は、速やかに行ってください。やむを得ず、帰国準備等の為に日本に滞在しなければならない場合は“短期滞在”ビザへの変更が必要です。

短期滞在ビザは申請が許可となった日から最高で 90 日間の在留期間ですが(現在の留学ビザの在留期限から 90 日ではありません)、上記の事由の場合、15～30 日間の在留期間になることが多いです。短期滞在での在留期間は、在学中の出席率や提出する経費支弁書類などが審査され、許可されない場合もあります。

- [取扱機関] 居住地区管轄の出入国在留管理局
- [必要書類] ・在留資格変更許可申請書
(出入国在留管理局で配布。教務にもあります。)
- ・パスポート
 - ・在留カード
 - ・BIL の卒業見込み書
 - ・BIL の成績／出席証明書
 - ・短期滞在中に在留する間の経費支弁能力を示す資料
 - ・帰国日を証明する資料—航空券(予約票)等
 - ・手数料(手数料納付書へ¥6,000 分の印紙を貼る ※変更許可後納付)

※また、留学ビザの在留期限が残っている場合でも、3ヶ月以上「学生」としての活動を行っていないければその在留資格は失効します。3ヶ月を超えて日本に滞在している場合は不法滞在となってしまいますので、卒業したら速やかに日本を出国してください。

5. 活動機関に関する届出

所属学校等、活動機関からの離脱（前に在籍していた学校からの卒業や退学等）、移籍（新しい学校への入学等）があった場合、その事由が生じた日から14日以内に届け出が必要です。届出方法は、次の通りです。

- ① 出入国在留管理局の窓口を持参する。
- ② 出入国在留管理局に郵送する。…在留カードの写しを同封のうえ、「東京出入国在留管理局在留管理情報部門届出受付担当宛て」に送付する。また、封筒の表面に朱書きで「届出書在中」と記載する。 <郵送先>〒108-8255 東京都港区港南5-5-30

東京出入国在留管理局在留管理情報部門届出受付担当

- ③ インターネットによる場合。…ホームページから出入国在留管理局電子届出システムを利用する。（事前に入出国在留管理局電子届出システムにアクセスして利用者情報登録を行う必要があります）

6. その他

BIL卒業後、就職等する場合は“就労”の在留資格への変更が必要です。就労ビザは職種により、様々な種類がありますので、就職先担当者と相談し、手続きを行ってください。

☞ 各種申請用紙等は出入国在留管理局のホームページからプリントアウトすることも出来ます。

<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

東京出入国在留管理局



所在地：〒108-8255 東京都港区港南 5-5-30

電話番号： 0570-034259

03-5796-7125 (FAX)